

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

この場合において、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断したときは、都知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

なお、都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設する。

イ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

ウ 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食糧等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・市に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

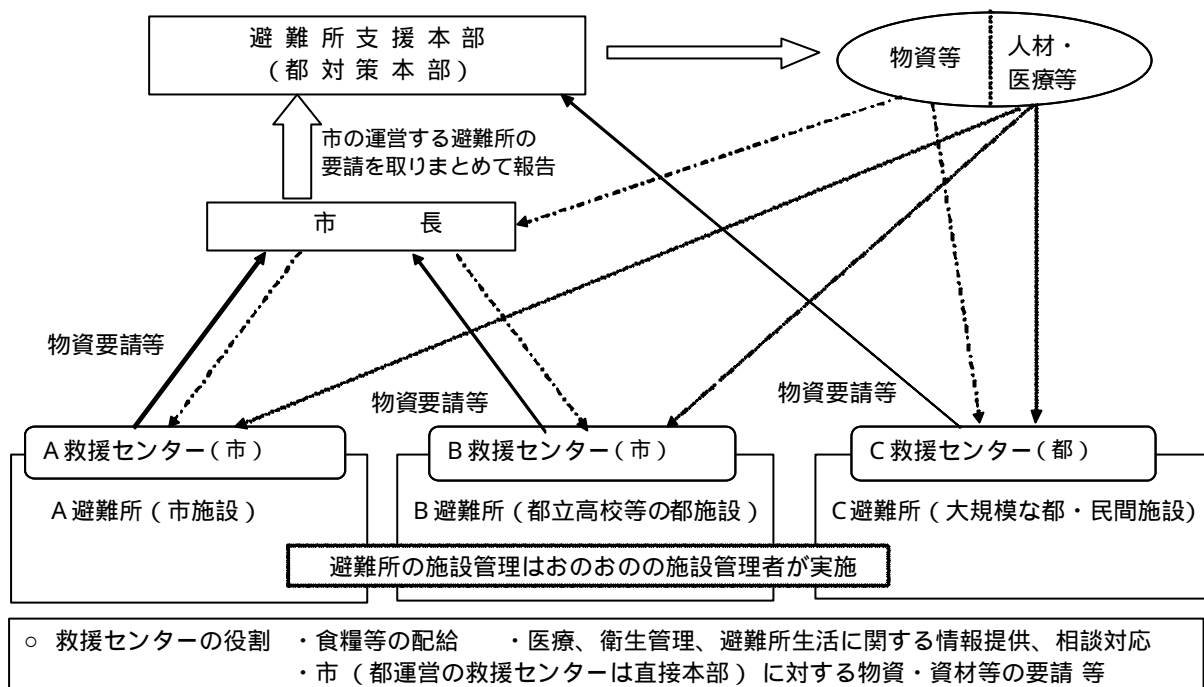
市は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食糧、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

避難所支援本部・救援センターの役割



応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合又は復帰後も本来の住居が使用できない場合において、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅への入居者管理等を行う。

食料

(2) 食糧・飲料水及び生活必需品等の供給又は貸与

食糧・飲料水及び生活必需品等の供給等は、都による一括調達を原則とし、緊急時における食糧・生活必需品の供給については、都及び市における備蓄物資を活用するものとする。

(3) 医療の提供及び助産

医療に関する情報提供

市は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握するとともに避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

被災者への医療の提供及び助産

市は、医療救護所の設置及び医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供するとともに、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請

- ・その他広域的な応援要請

患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の搜索及び救出

市は、警視庁(警察署)又は東京消防庁(消防署)が中心となつて行う被災者の搜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

また、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告するとともに、この報告に基づき都が一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の搜索及び遺体処理

市は、警視庁(警察署)又は東京消防庁(消防署)が中心となつて行う行方不明者の搜索に協力する。

市は、警視庁(警察署)等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。

市は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法(遺体の洗浄、縫合、消毒等、一

時保存及び検案等の措置)等について、都、警視庁(警察署)等と必要な調整を行う。

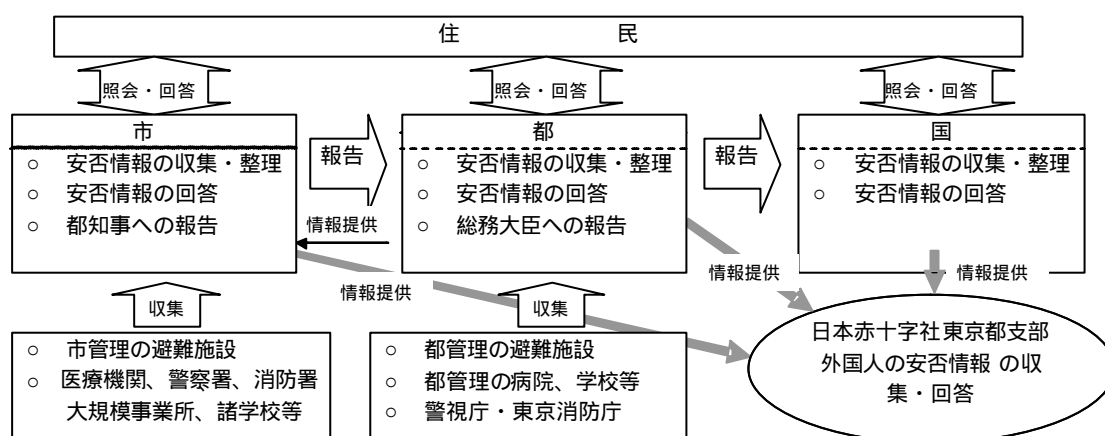
(10) 土石、竹木等の除去

市は、武力攻撃災害により日常生活に著しい支障を及ぼしている土石、竹木等が堆積し、かつ住民自らの資力では除去することができない場合においては、都と協力し^(*)これらを除去する。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答のその他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市が適当と認める他の方法により収集する。

^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

収集の役割分担

- ・市 …………… 市管理の避難施設、市の施設（学校等）
 区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
 警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合においては、各機関の業務の範囲内で行われるものであるとともに各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証とする書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。

市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを

証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行なう。

(3) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は、個人の情報であることを踏まえ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、その要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

この場合において、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。